

広島市観音新町運動広場管理棟等整備事業

募集要項

令和6年1月16日

広島市

目次

1	公示日	1
2	契約者	1
3	担当部局	1
4	事業概要等	1
	(1) 事業の目的	1
	(2) 事業名称	1
	(3) 事業場所	1
	(4) 事業期間	1
	(5) 事業概要	2
	(6) 廃棄物の再資源化等	2
5	選定スケジュール	3
6	事業費参考価格	3
7	公募型プロポーザルの参加資格要件等	3
	(1) 公募型プロポーザルの構成等	3
	(2) 単体企業又は提案参加JVの全構成員に共通する参加要件	4
	(3) 単体企業又は提案参加JV構成員の資格	7
	(4) 配置予定技術者の資格	9
	(5) 単体企業又は提案参加JVの参加資格確認基準日	10
	(6) 提案参加JVの構成企業の変更	10
	(7) 管理技術者等の変更	10
8	選定の方法	10
9	募集要項等の閲覧及び交付	10
	(1) 募集要項等の閲覧及び交付の期間	10
	(2) 募集要項等の閲覧及び交付の方法	10
10	現地視察の実施	11
	(1) 現地確認申請の提出期間、場所及び方法等	11
	(2) 現地確認の実施日、場所及び方法等	11
11	募集要項等に関する質問及び回答	11
	(1) 質問書の提出期間、場所及び方法等	11
	(2) 質問書に対する回答期間及び方法	11
	(3) その他	12
12	参加表明書兼参加資格確認申請書の提出	12
	(1) 参加表明書兼参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法等	12
	(2) 参加表明書兼参加資格確認申請書に関する提出書類	12
13	参加資格の確認	12

14	参加資格保有者の辞退	13
15	技術提案書及び提案時参考見積書の提出	13
	(1) 技術提案書等の提出期間、場所及び方法等	13
	(2) 技術提案書等の提出	13
16	プレゼンテーションの実施	14
	(1) プレゼンテーションの実施日、場所及び方法等	14
	(2) プレゼンテーションの留意事項	15
17	優先交渉権者の選定	15
18	優先交渉権者との交渉	15
19	優先交渉権者の選定に係る非選定理由等についての質問	15
20	審査委員会の設置	15
21	本事業の公募型プロポーザルに参加するに当たっての留意事項等	16
	(1) 募集要項等の承諾	16
	(2) 費用負担	16
	(3) 提出書類の取扱い	16
	(4) 本市からの提示資料の取扱い	16
	(5) 参加資格保有者の複数提案の禁止	17
	(6) 参加表明書兼参加資格確認申請書又は技術提案書等の無効等	17
	(7) 手続きにおいて使用する使用言語、単位及び時刻	17
22	契約に関する事項	17
	(1) 契約の締結	17
	(2) 契約保証金の納付等	17
	(3) 契約書類の構成と優先順位	18
	(4) 契約の取扱い	18
23	提案時参考見積書の作成・提出について	18
	(1) 提案時参考見積書	18
	(2) 設計後参考内訳書	18
	(3) 賃金又は物価の変動に関する取扱いについて	19
24	その他	19
	(1) 技術提案内容の取扱い	19
	(2) 事業契約等に違反した場合の取扱い	19
	(3) 「広島市週休2日工事試行要領」の実施について	19

広島市観音新町運動広場管理棟等整備事業に係る
参加表明書兼参加資格確認申請書及び技術提案書の提出等に関する詳細は、次のとおりとする。

1 公示日

令和6年1月16日（火）

2 契約者

広島市長 松井 一實

3 担当部局

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市市民局 文化スポーツ部 スポーツ振興課

Tel : 082-504-2503 Fax : 082-504-2066

Eメール : sports@city.hiroshima.lg.jp

4 事業概要等

(1) 事業の目的

広島西飛行場跡地の多目的スポーツ広場に整備する管理棟等は、広場で行われる大規模な大会を円滑に運営するとともに、訪れた選手や大会関係者が相互に交流を深めるための重要な施設にしたいと考えている。このため、通常の実務の機能のほか、救護活動を可能とする危機管理機能や、プロスポーツ選手が使用した用具等の展示・観覧を通じた有効的な交流機能を持たせるとともに、再生可能エネルギーの活用など、ランニングコストの低減にも配慮するよう考えている。

こうしたことから、本管理棟等が多機能を有する施設として広場と一体となって活用されるには、民間のもつアイデアを取り入れたものとするのが望ましいため、公募型プロポーザル方式（デザインビルド方式）により事業者を選定する。

(2) 事業名称

広島市観音新町運動広場管理棟等整備事業（以下「本事業」という。）

(3) 事業場所

西区観音新町四丁目

(4) 事業期間

契約の締結日から令和6年3月31日まで

（ただし、予算繰越議決の上は工期延期を行う予定である。）

(5) 事業概要

ア 事業方式

本事業は、広島西飛行場跡地の多目的スポーツ広場に管理棟等をデザインビルド方式で整備する。事業者選定は、公募型プロポーザルにより実施し、技術提案による評価に基づき選定された優先交渉権者と、価格等の交渉を行い、設計業務、工事及び工事監理業務の契約を締結する。

イ 管理棟等に係る要求水準

広島市観音新町運動広場管理棟等整備事業要求水準書（以下、「要求水準書」という。）のとおり。

ウ 計画地概要

所在地	広島市西区観音新町四丁目（広島西飛行場跡地） 【要求水準書別添（以下単に「別添」という。）4 施設計画イメージ図】参照
敷地面積	約 72,000 m ²
都市計画区域	都市計画区域内 市街化区域
用途地域	準工業地域
建ぺい率	60%
容積率	200%
防火地域・準防火地域	対象外地域
汚水供用開始区域	指定あり
景観計画関係	リバーフロント・シーフロント地区（シーフロント地区）
都市機能誘導区域	都市機能誘導区域（一般地域型）
居住誘導区域	指定あり
航空法制限表面区域	指定あり

エ 本事業の範囲

詳細については、要求水準書及び別添を参照すること。

- ① 管理棟等の設計業務
- ② 管理棟等の工事
- ③ 工事監理業務

(6) 廃棄物の再資源化等

本事業の工事施工は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられる工事である。

5 選定スケジュール

期 日 等	内 容
令和6年 1月16日(火)	公示、募集要項の交付
1月19日(金)	現地視察の実施
1月23日(火)	質問書提出期限（技術提案に係る質問を含む）
1月29日(月)	質問への回答期限
1月31日(水)	参加表明書提出期限
2月21日(水)	技術提案書等の提出期限
2月下旬～3月上旬	プレゼンテーションの実施
3月上旬	優先交渉権者選定の通知
3月中旬	契約の締結

6 事業費参考価格

上限 1億9,250万円（税込）

優先交渉権者選定後、価格等の交渉を行った上で本市にて予定価格の作成を行う。その後改めて見積合わせを行い、契約を締結する。

なお、「15 技術提案書及び提案時参考見積書の提出」において提出する提案時参考見積書の金額は、事業費参考価格を超えないものとする。

7 公募型プロポーザルの参加資格要件等

(1) 公募型プロポーザルの構成等

ア 本公募型プロポーザルには、以下に示す要件を全て満たしている単体企業又は2者以上の構成員により任意かつ自主的に結成された共同企業体（以下「提案参加JV」という。）により参加するものとする。

イ 単体企業又は提案参加JVの代表企業は、参加表明書兼参加資格確認申請書の代表者欄に企業名を明記すること。

提案参加JVの場合は、必ず代表企業が手続を行うとともに、本市との対応窓口となること。また、代表企業は、優先交渉権者となった場合の契約協議等、本市との調整・協議等における窓口役を担うほか、構成員の債務全てについて責任を負うものとする。なお、構成員が負担する責任の詳細については、共同企業体協定書（様式11）を参照すること。

ウ 提案参加JVの代表企業は、工事施工にあたる者（以下「施工企業」という。）とし、施工企業が2者以上の場合にあつては、出資比率が構成員中最も高い施工企業とすること。

エ 提案参加JVのうち、施工企業の構成員の数は1又は2とする。

オ 提案参加JVのうち、設計業務にあたる者（以下「設計企業」という。）及び工事監理業務に

あたる者（以下「工事監理企業」という。）の構成員の数は任意とする。

カ 提案参加 JV の構成員の出資比率は次の要件を満たしていること。

- ・ 施工企業の構成員が 1 者の場合は、50%以上とする。
- ・ 施工企業の構成員が 2 者の場合は、それぞれ 30%以上とする。
- ・ 設計企業及び工事監理企業については、最低出資割合は設けない。
- ・ 代表企業の出資割合は、他の構成員の出資割合を下回ってはならない。

キ 「7(4) 配置予定技術者の資格」は、参加表明書兼参加資格確認申請書提出時点で単体企業又は提案参加 JV に所属する者であること。ただし、提案参加 JV が、7(4)に示す配置予定技術者以外の担当者を配置する場合には、この限りではない。

(2) 単体企業又は提案参加 JV の全構成員に共通する参加要件

単体企業又は提案参加 JV の全構成員は、ア又はイ並びにウ～スの全ての要件を満たすこと。

ア ① 広島市建設工事競争入札取扱要綱（平成 8 年 7 月 1 日施行。以下「工事取扱要綱」という。）第 11 条第 1 項（第 3 号から第 5 号までに係る部分に限る。）又は第 2 項若しくは第 3 項若しくは第 11 条の 3 第 1 項（いずれも工事取扱要綱第 11 条第 1 項（第 3 号から第 5 号までに係る部分に限る。）の規定に相当する規定に限る。）の規定その他これらに類する広島市又は広島市水道局の要綱等の規定（これらに準じ、又はその例によることとされる場合を含む。）により、競争入札参加資格その他これに類する資格を取り消された者にあつては、当該競争入札に参加することができない期間を経過していること。

② 工事取扱要綱第 11 条の 4 第 1 項又は第 2 項（いずれも工事取扱要綱第 11 条第 1 項（第 3 号から第 5 号までに係る部分に限る。）の規定に相当する規定に限る。）の規定その他これらに類する広島市又は広島市水道局の要綱等の規定（これらに準じ、又はその例によることとされる場合を含む。）により、広島市又は広島市水道局が発注する建設工事に係る競争入札に参加することができないとされた者にあつては、当該競争入札に参加することができない期間を経過していること。

③ 次に示す工事取扱要綱第 28 条第 3 号イからオまで及び第 5 号アの規定のいずれにも該当していない者であること。

- ・ 法令等に抵触するおそれのある者であつて、現に関係機関が事実関係を調査中であり、本市の契約の相手方とすることにより市民の信頼を損ねると認められる者(3号イ)
- ・ 企業実態調査実施要領（平成 11 年 4 月 1 日施行）に基づく実態調査に関し、本市の契約の相手方として不相当であると認められる者(3号ウ)
- ・ 参加資格確認日の前 1 か月以内に、正当な理由がなく一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなかったことにより入札無効となった者又は正当な理由がなく不備のある一般競争入札参加資格確認申請書を提出したことにより入札無効となった者(3号エ)
- ・ 本市に対する債務の履行の見込みがないと認められる者(3号オ)
- ・ 本事業のうち担当する工事に対応する工種の工事について、広島市請負工事成績評定

要領（昭和 50 年 4 月 1 日施行）に基づく令和 3 年・令和 4 年完成工事平均成績（グループ経審又は持株会社化経審を受けた企業集団に属する有資格業者が複数である場合はそれらの有資格業者の平均値とする。）が 60 点未満である者（5 号ア）

- イ ① 広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱（平成 18 年 6 月 1 日施行。以下「業務取扱要綱」という。）第 11 条第 1 項（第 3 号及び第 4 号に係る部分に限る。）又は業務取扱要綱第 11 条の 2 第 1 項（業務取扱要綱第 11 条第 1 項（第 3 号及び第 4 号に係る部分に限る。）の規定に相当する規定に限る。）の規定その他これらに類する広島市又は広島市水道局の要綱等の規定（これらに準じ、又はその例によることとされる場合を含む。）により、広島市又は広島市水道局が発注する建設コンサルタント業務等に係る競争入札参加資格その他これに類する資格を取り消された者にあつては、当該競争入札に参加することができない期間を経過していること。
- ② 業務取扱要綱第 11 条の 3 第 1 項又は第 2 項（いずれも業務取扱要綱第 11 条第 1 項（第 3 号及び第 4 号に係る部分に限る。）の規定に相当する規定に限る。）の規定その他これらに類する広島市又は広島市水道局の要綱等の規定（これらに準じ、又はその例によることとされる場合を含む。）により、広島市又は広島市水道局が発注する建設コンサルタント業務等に係る競争入札に参加することができないとされた者にあつては、当該競争入札に参加することができない期間を経過していること。
- ③ 次に示す業務取扱要綱第 28 条第 2 号イからオまでの規定のいずれにも該当していない者であること。
- ・ 法令等に抵触するおそれのある者であつて、現に関係機関が事実関係を調査中であり、本市の契約の相手方とすることにより市民の信頼を損ねると認められる者（2 号イ）
 - ・ 企業実態調査実施要領（平成 11 年 4 月 1 日施行）に基づく実態調査に関し、本市の契約の相手方として不相当であると認められる者（2 号ウ）
 - ・ 参加資格確認日の前 1 か月以内に、正当な理由がなく入札参加資格確認申請書を提出しなかったことにより入札無効となった者及び正当な理由がなく不備のある入札参加資格確認申請書を提出したことにより入札無効となった者（2 号エ）
 - ・ 本市に対する債務の履行の見込みがないと認められる者（2 号オ）
- ウ 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法又は民事再生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可又は再生手続開始若しくは再生計画認可の決定がなされた者で、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- エ 本事業の公示の日現在から優先交渉権者の選定までの間において、営業停止処分又は本市の指名停止措置を受けていないこと。
- オ 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- カ 単体企業又は提案参加 JV の施工企業にあつては、社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・

労働保険（雇用保険）への加入義務の履行及び納付義務の履行を確認できる者であること（ただし、各保険への加入義務の適用を受けない者は除く。）。

キ 提案参加 JV の構成員又は構成員と資本的関係若しくは人的関係がある者のいずれかが、他の提案参加 JV の構成員として参加していないこと。

「資本的関係若しくは人的関係がある者」とは、次に該当する者をいう。以下同じ。

(ア) 資本的関係

- a 親会社等と子会社等
- b 親会社等が同一である子会社等

(イ) 人的関係

- a 代表権を有する者が同一である会社等
- b 役員等に兼任がある会社等
- c 役員等が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社等

(ウ) 資本的関係と人的関係の複合的關係

上記(ア)及び(イ)が複合して該当する会社等

(エ) その他（上記(ア)、(イ)又は(ウ)と同視し得る関係があると認められる次の場合）

- a 本店、支店等の営業所の所在地が同一場所にあり入札の適正さが阻害されると認められる会社等
- b 社員が他の会社等の事務や営業にかかわっており入札の適正さが阻害されると認められる会社等
- c 組合とその構成員
- d 共同企業体又は設計共同体とその構成員
- e その他入札の適正さが阻害されると認められる会社等

※ 「親会社等」とは、会社法第2条第4号の2の規定による親会社等をいう。

※ 「子会社等」とは、会社法第2条第3号の2の規定による親会社等をいう。

※ 「役員等」とは、次の者をいう。

- ・ 株式会社（特例有限会社を含む。）の取締役（社外取締役を含む。ただし、指名委員会等設置会社の取締役を除く。）
- ・ 持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員
- ・ 組合の理事又はこれらに準ずる者
- ・ 民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人
- ・ 指名委員会等設置会社における執行役

※ 取締役には非常勤を含む。

※ 監査役、会計参与、執行役員は該当しない。

※ 「夫婦」は法律上の者に限る。

※ 「親子」は、民法上の規定による実子のほか、普通養子及び特別養子の関係にある

ものをいう。

※ 「兄弟姉妹」は、血族関係にあるものをいい、姻族関係にあるもの（配偶者の兄弟姉妹）は含まない。

ク 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、本市発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

ケ 経営状況が健全であること。なお、「健全であること」とは、手形又は小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分及び銀行若しくは主要取引先から取引停止を受けていない者並びに経営状態が著しく不健全でない者を指す。

コ 不正又は不誠実な行為がないこと。

サ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び広島市契約規則第 2 条のいずれにも該当しない者であること。

シ 広島市長又は広島市水道事業管理者との契約に関し、次のいずれかに該当すると認められた後 3 年（広島市長又は広島市水道事業管理者が 3 年の範囲内で別に期間を定めた場合にあっては、その期間）を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

① 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

④ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

⑦ この号（この⑦を除く。）の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ス 単体企業又は提案参加 JV の構成員は、広島市内に本店又は支店等を有していること。

本店とは、施工企業の場合は建設業法上の主たる営業所をいい、設計企業の場合は広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱第 2 条第 6 項に規定する主たる営業所をいう。支店等とは、施工企業の場合は建設業法上の従たる営業所（本市と継続して入札に関すること等の委任を受けている者に限る。）をいい、設計企業の場合は継続して入札に関すること等の委任を受けているものに限る。

(3) 単体企業又は提案参加 JV 構成員の資格

設計、施工及び工事監理の各業務に当たる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することができるものとする。

ア 設計企業の資格

設計企業は、次に掲げる①・②の要件を満たすこと。また③・④の要件は、単体企業又は提案参加JVにおいて設計業務を担ういずれかの企業が満たすこと。

① 令和5・6年度建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として次に掲げる登録種目に登録されていること。ただし、施工企業が設計業務を行う場合における当該設計業務に係る登録種目にあつては、この限りではない。

- ・ 建築関係建設コンサルタント業務の登録種目「建築一般」

② 設計企業にあつては、建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

③ 平成20年4月1日以降に元請として完成・引渡しが完了した、120㎡以上の建物新築工事又は増築工事（いずれも鉄骨造り（軽量鉄骨造りを除く。）、鉄筋コンクリート造り又は鉄骨鉄筋コンクリート造りに限る。）の基本設計業務又は実施設計業務の実績を有すること。ただし、設計共同体としての実績は、代表構成員としての実績に限る。

④ 技術者は、参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日において、参加企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日以前からの雇用関係が必要）があり、「7(4) 配置予定技術者の資格」に示す要件を満たす管理技術者を、本事業期間を通して配置できること。

イ 施工企業の資格

施工企業は、次に掲げる①～⑥の要件を満たすこと。

① 令和5・6年度広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されていること。なお、提案参加JVの場合の構成員は2者までとし、それぞれ認定されていること。

② 次に掲げる工種に認定されていること。

- ・ 広島市建設工事競争入札参加資格者名簿の認定工種「建築一式工事」

③ 等級区分が「A」、「B」又は「C」で認定されていること。

④ 平成20年4月1日以降に元請として完成・引渡しが完了した、120㎡以上の建物新築工事又は増築工事（いずれも鉄骨造り（軽量鉄骨造りを除く。）、鉄筋コンクリート造り又は鉄骨鉄筋コンクリート造りに限る。）の施工実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資割合が20%以上のものに限る。

⑤ 技術者は、参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日において、参加企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日以前3か月以上の雇用期間が必要）がある者を専任で配置できること（本工事（建築工事を分担施工で実施する場合の主任技術者若しくは監理技術者又は施工担当者（建築）にあつては、建築工事）の施工に着手するまでの期間（本工事の現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事などが開始されるまでの間）はこの限りではない。）。

⑥ 現場代理人は、当該工事現場に常駐させることができる者とし、参加表明書兼参加資格

確認申請書の提出日において、単体企業又は代表企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日以前からの雇用関係が必要）にある者を配置できること。

ウ 工事監理企業の資格

工事監理企業は、次に掲げる①・②の要件を満たすこと。また③・④の要件は、単体企業又は提案参加 JV において工事監理業務を担ういずれかの企業が満たすこと。

① 令和 5・6 年度建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として次に掲げる登録種目に登録されていること。2 者以上の場合は、工事監理企業の構成員のいずれも次に掲げる登録種目に登録されていることとする。

- ・ 建築関係建設コンサルタント業務の登録種目「建築一般」

② 工事監理企業にあつては、建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

③ 平成 20 年 4 月 1 日以降に元請として完成・引渡し完了した、120 m²以上の建物新築工事又は増築工事（いずれも鉄骨造り（軽量鉄骨造りを除く。）、鉄筋コンクリート造り又は鉄骨鉄筋コンクリート造りに限る。）の工事監理業務の実績を有すること。ただし、工事監理共同体としての実績は、代表構成員としての実績に限る。

④ 技術者は、参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日において、参加企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日以前からの雇用関係が必要）があり、「7(4) 配置予定技術者の資格」に示す要件を満たす管理技術者を、本事業期間を通して配置できること。

(4) 配置予定技術者の資格

配置予定技術者は、それぞれ次の要件を満たすこと。なお、特記無き限り、本事業の複数業務の兼任は認めない。ただし、統括責任者については、主任技術者又は監理技術者を兼任すること及び工事監理業務の管理技術者については、設計業務の管理技術者との兼任を認める。

ア 統括責任者の資格

統括責任者は、事業全体の進捗管理や、設計業務、工事監理業務及び施工業務の取りまとめを行うこと。また、受注者の窓口として統括責任者には、より良い施設の具現化に向け、技術提案やコスト管理などについて取りまとめを行うことが求められる。

統括責任者は、単体企業又は提案参加 JV の代表企業に所属する者であること。

イ 管理技術者（設計業務・工事監理業務）及び照査技術者の資格

建築設計の管理技術者及び照査技術者は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項の規定に基づく一級建築士の資格を有していること。

ウ 主任技術者又は監理技術者の資格

建築工事を担う施工企業の主任技術者又は監理技術者について、特例監理技術者（建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。以下同じ。）を置く場合に

あつては、監理技術者補佐（特例監理技術者の行うべき同法第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者をいう。以下同じ。）を当該工事に専任で配置できること。ただし、技術者は、同法第26条第1項から第5項までに規定するものとする。

なお、主任技術者又は監理技術者は、現場代理人を兼任することができる。また、建築設計及び工事監理における管理技術者とは別の者を配置すること。

エ 現場代理人

現場代理人は、「7(3)イ 施工企業の資格」の⑥の規定による。

(5) 単体企業又は提案参加JVの参加資格確認基準日

単体企業又は提案参加JVの参加資格の確認は、参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日を基準として行う。ただし、参加資格の確認後、優先交渉権者選定の日までに参加者の参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

(6) 提案参加JVの構成企業の変更

参加表明書兼参加資格確認申請書により参加の意思を表明した提案参加JVの構成企業の変更は原則として認めない。

(7) 管理技術者等の変更

原則として、統括責任者、管理技術者、現場代理人、監理技術者は事業期間終了まで変更することはできない。ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別の理由がある場合は、発注者との協議により変更することを妨げない。

8 選定の方法

本事業は、設計、施工及び工事監理の観点から技術提案を受け付け、技術提案を評価して優先交渉権者を選定する「技術提案・交渉方式（設計・施工一括タイプ）」を採用する。

9 募集要項等の閲覧及び交付

(1) 募集要項等の閲覧及び交付の期間

公示の日から令和6年1月31日（水）まで（広島市の休日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 募集要項等の閲覧及び交付の方法

本市ホームページよりダウンロードできる。

(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/proposal/365447.html>)

ただし、募集要項、要求水準書、広島市観音新町運動広場管理棟等整備優先交渉権者特定基準

(以下、「特定基準」という。)及び様式集以外の添付資料については、電子メール又は広島市大容量ファイル交換システムにて配付するため、受領を希望するものは、添付資料受領申請書兼誓約書(様式20)を記入の上、「3 担当部局」に持参、電子メール又はFAXで提出すること。

また、「3 担当部局」においても閲覧することができる。

10 現地視察の実施

本事業に参加を希望する者に対し現地視察を実施する。なお、現地視察に参加しない場合でも、参加表明書兼参加資格確認申請書を提出することができる。

(1) 現地確認申請の提出期間、場所及び方法等

提出期間： 公示の日から令和6年1月18日(木)まで(広島市の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

提出場所： 「3 担当部局」に同じ

提出方法： 現地視察申請書兼誓約書(様式21)に記入の上、提出期間中に電子メールにて提出すること。提出後は、電話により速やかに受信確認すること。

(2) 現地確認の実施日、場所及び方法等

実施日： 令和6年1月19日(金)午後2時から(予定)

実施場所： 観音新町四丁目

参加者等： 参加できる人数は、事業者ごとに3名以内とする。

なお、正式な日時及び実施場所は、事業者ごとに連絡する。

11 募集要項等に関する質問及び回答

(1) 質問書の提出期間、場所及び方法等

提出期間： 公示の日から令和6年1月23日(火)まで(広島市の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

提出場所： 「3 担当部局」に同じ

提出方法： 質問書(様式1)に記入の上、提出期間中に電子メール(Microsoft Excelデータ形式)にて提出すること。提出後は、電話により速やかに受信確認すること。

(2) 質問書に対する回答期間及び方法

ア 回答書の閲覧及び交付の期間

令和6年1月29日(月)(予定)から令和6年2月21日(水)まで(広島市の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 回答書の閲覧及び交付の方法

「9(2) 募集要項等の閲覧及び交付の方法」によりダウンロードできる。

また、「3 担当部局」においても閲覧及び交付を行う。

(3) その他

- ・ 本事業に係る質問以外には、回答しない。
- ・ 質問に対する回答は、全ての質問を取りまとめて回答する。
なお、回答に当たっては、質問者の特殊な技術やノウハウ等に係る質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公表する。

12 参加表明書兼参加資格確認申請書の提出

本事業の公募型プロポーザルに参加を希望する事業者は、参加表明書兼参加資格確認申請書及び「7 公募型プロポーザルの参加資格要件等」に掲げる要件を満たしていることが確認できる書類（以下「申請書等」という。）を提出期間内に提出すること。

(1) 参加表明書兼参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法等

提出期間： 公示の日から令和6年1月31日（水）まで（広島市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

提出場所： 「3 担当部局」に同じ

提出方法： 申請書等は持参することとし、郵送又は電送による提出は認めない。

(2) 参加表明書兼参加資格確認申請書に関する提出書類

参加企業の構成により必要な以下の書類をA4判にて片面印刷し、各1部提出すること。

- ア 参加表明書兼参加資格確認申請書（様式2）
- イ 事業者体制一覧（様式3）
- ウ 施工実績調書（施工企業）（様式4）
- エ 業務実績調書（設計企業・工事監理企業）（様式5）
- オ 配置予定技術者調書（工事）（様式6）
- カ 配置予定技術者等調書（設計・工事監理）（様式7）
- キ 資本的関係・人的関係調書（様式8）
- ク 共同企業体公募型プロポーザル参加資格審査申請書（様式9）
- ケ 委任状（様式10）
- コ 共同企業体協定書（様式11）
- サ 承諾書（様式12）
- シ 委任状（各構成員用）（様式13）
- ス 共同企業体登録番号交付申請書（様式14）
- セ 各様式の記載事項を証明する書類（各様式に記載された必要書類を添付すること）

13 参加資格の確認

申請書等を提出した参加企業（単体企業又は提案参加JV）について、参加資格の有無を確認し、

その結果を参加企業（提案参加 JV の場合は代表企業）に対して、速やかに書面により通知する。

なお、参加資格を有していることが確認できた参加企業を参加資格保有者として選定する。

14 参加資格保有者の辞退

参加資格保有者が、参加資格確認結果通知の受領後に提案参加を辞退しようとする場合には、技術提案書類の提出期間である令和6年2月21日（水）までに、代表者印を押印した上で、辞退届（様式15）を、「3 担当部局」に提出すること。

なお、辞退届は持参することとし、郵送又は電送による提出は認めない。

15 技術提案書及び提案時参考見積書の提出

参加資格保有者は、技術提案書及び提案時参考見積書（以下「技術提案書等」という。）を提出すること。

なお、提出期間内に提出しない者は辞退したものとみなす。

(1) 技術提案書等の提出期間、場所及び方法等

提出期間： 参加資格保有者選定後から令和6年2月21日（水）まで（広島市の休日を除く。）

の午前8時30分から午後5時15分まで

提出場所： 「3 担当部局」に同じ

提出方法： 技術提案書等の提出に当たっては、代表者印を押印した技術提案提出届（様式16）と合わせ提出すること。

なお、技術提案書等は持参することとし、郵送又は電送による提出は認めない。

(2) 技術提案書等の提出

ア 提出書類

- ① 技術提案提出届（様式16）
- ② 技術提案書（様式17、任意様式）
- ③ 提案時参考見積書（様式18）
- ④ 提案時参考見積内訳書（様式18の2）
（別途、任意書式にて、明細を作成すること）
- ⑤ 要求水準に関する誓約書（様式19）
- ⑥ 提案概要資料（様式は任意。ウを参照。）

イ 技術提案書（様式17）の作成

- ① 特定基準に掲げる評価項目に対する提案を記載すること。
- ② 文字サイズは、図表中を除き10.5ポイント以上とすること。
- ③ 次の外観パース等をA3版（横・片面印刷で様式は任意）を別に作成し、提出すること。
 - ・ 外観パース
技術提案書の提案内容を踏まえた管理棟及びトイレ・倉庫棟の外観パースを各1枚（計

2枚)、玄関部分を含めてカラーで作成すること。

- ・ 計画概要及び建築物面積表

技術提案書の提案内容を踏まえた計画概要及び建築物面積表を1枚に記載すること。

- ・ 配置図兼広場平面図

技術提案書の提案内容を踏まえた配置図兼広場平面図を1枚に記載すること。なお、配置図兼広場平面図には、管理棟及びトイレ・倉庫棟、競技用工作物を明記すること。

- ・ 建築物平面図

技術提案書の提案内容を踏まえた建築物平面図を各1枚(計2枚)で作成すること。なお、諸室の面積を付記するとともに、トイレなどの設備も明記すること。

ウ 提案概要資料の作成

- ① 技術提案書に記載した提案内容の概要版を、A3版(横・片面印刷で様式は任意)1枚で記載すること。
- ② 文字サイズは、図表中を除き10.5ポイント以上とすること。
- ③ 企業名等が特定できる会社名やロゴマーク等を記載しないこと。
- ④ 技術提案書に記載していない提案内容等を記載しないこと。

エ 提出部数

- ① 技術提案書

正本1部、副本10部

(正本のみ技術提案書1ページ目の右上に参加資格保有者の商号又は名称を記載すること。)

- ② 技術提案書以外の書類

各1部

オ 提出方法

- ① 技術提案書は、部数ごとに左上ホチキス止め又はA3サイズのファイルに綴じて提出すること。
- ② 技術提案書の外観パース等以外の書類については、A4サイズで印刷して提出すること。
- ③ 提出書類の電子データを格納したCD-Rを1部提出すること。

16 プレゼンテーションの実施

参加資格保有者は、「20 審査委員会の設置」に記載の広島市観音新町運動広場管理棟等整備事業プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)に対し、技術提案書等の提案内容の理解をより深めてもらうため、プレゼンテーションを実施する。

(1) プレゼンテーションの実施日、場所及び方法等

令和6年2月下旬又は3月上旬に、広島市内で開催することを予定している。正式な日時及び実施場所等詳細は、参加資格保有者ごとに連絡する。

なお、参加できる人数は、参加資格保有者に所属する者で、5名以内とする。

(2) プレゼンテーションの留意事項

- ① プレゼンテーションの実施は、参加資格保有者による技術提案書の概要説明を行い、その後、審査委員会の委員からの質疑を行う。
- ② プレゼンテーションには、提出した技術提案書の拡大パネル（A 1 版）やパワーポイント等によるスライドを使用することができる。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、本市において用意する。ただし、模型及び動画を使用したプレゼンテーションは不可とする。
- ③ プレゼンテーションに使用する資料は、技術提案書の内容のみを表現したものとする。

17 優先交渉権者の選定

技術提案書に対し、審査委員会において特定基準に掲げる基準に基づいて評価を行い、本市は、審査委員会の評価結果に基づき、評価点が最も高い者を優先交渉権者、2 番目に高い者を次点交渉権者として選定する。

選定の結果は、書面により各参加資格保有者に通知する。

18 優先交渉権者との交渉

本市と優先交渉権者の代表企業は、以下に示す手順にて見積合わせを行う。

- ア 本市は、優先交渉権者と、提案時参考見積書の内容について価格等の交渉を行い、見積条件等を見直す必要がある場合には優先交渉権者に見直しを求める。
- イ アにより価格等の交渉が成立した場合は、優先交渉権者は、その内容に基づき、提案時参考見積書と同じ方法により交渉結果を踏まえた契約時見積書を提出する。
- ウ 見積合わせの結果、最終的な見積書の見積金額が予定価格と同額又は下回った場合は、契約を締結する。
- エ 優先交渉権者は、契約締結後、速やかに契約時参考内訳書を提出する。
- オ アに基づく価格等の交渉の結果、合意に至らなかった場合は、価格等の交渉の不成立が確定するものとする。この場合、次点交渉権者と同手順に沿って進めていくこととする。
- カ 次点交渉権者と交渉の結果、合意に至らなかった場合は、当該公募型プロポーザルの打ち切りを行う。

19 優先交渉権者の選定に係る非選定理由等についての質問

優先交渉権者の選定に係るいかなる質問には応じない。

20 審査委員会の設置

技術提案書等の審査は、本市が設置した審査委員会において行う。審査内容は原則として非公開とする。

なお、審査委員会に係る議事内容（非公開部分を除く。）及び選定結果等は、審査委員会開催後、

順次公表する。

21 本事業の公募型プロポーザルに参加するに当たっての留意事項等

(1) 募集要項等の承諾

参加企業（単体企業又は提案参加 JV）は、参加表明書兼参加資格確認申請書の提出をもって、募集要項等の記載内容及び条件を承諾したものとす。

(2) 費用負担

提案等に係る必要な費用は、参加企業（単体企業又は提案参加 JV）又は参加資格保有者の負担とする。

(3) 提出書類の取扱い

ア 提出書類の返却

参加企業（単体企業又は提案参加 JV）又は参加資格保有者より提出された書類は、返却しないものとする。

イ 著作権

本市が示した発注資料の著作権は本市に帰属し、その他の提出書類の著作権は各参加資格保有者に帰属する。

参加表明書兼参加資格確認申請書及び技術提案書等は、本手続以外に参加企業（単体企業又は提案参加 JV）又は参加資格保有者に無断で使用しない。ただし、参加表明書兼参加資格確認申請書及び技術提案書等は、公正性、透明性及び客観性を確保するために必要があるときは、公表することがある。

また、参加表明書兼参加資格確認申請書及び技術提案書等は、優先交渉権者の選定に係る作業に必要な範囲において、複製することがある。

ウ 特許権等

提案内容に含まれる特許権等の対象となっている工事材料、施工方法等を使用したことにより生じた責任は、原則として参加企業（単体企業又は提案参加 JV）又は参加資格保有者が負うものとする。

エ 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え、再提出は、本市から指示する場合を除き、認めない。

オ 追加資料の提出

本市は、必要と判断した場合、追加資料の提出を要求することがある。

(4) 本市からの提示資料の取扱い

本市が本事業に関して提供する資料は、本事業への提案に係る検討以外の目的で使用してはいけない。

(5) 参加資格保有者の複数提案の禁止

参加資格保有者は、1つの提案のみ行うことができる。

(6) 参加表明書兼参加資格確認申請書又は技術提案書等の無効等

ア 故意に虚偽の内容が記載された参加表明書兼参加資格確認申請書又は技術提案書等は無効とし、参加資格保有者又は優先交渉権者の選定に当たっては、これを取り消す。

イ 参加表明書兼参加資格確認申請書又は技術提案書等が次の条件の一つでも該当する場合は失格となることがある。

- ・ 発注資料に定める条件に適合しないもの。
- ・ 提出期間、場所及び方法等に適合していないもの。
- ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ・ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ・ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

(7) 手続きにおいて使用する使用言語、単位及び時刻

参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定める国際単位系（SI）、通貨は日本国通貨、時刻は日本標準時を使用する。

22 契約に関する事項

(1) 契約の締結

本市と優先交渉権者の単体企業又は提案参加JVの代表企業は、「18 優先交渉権者との交渉」を経て見積合わせを行い、契約を締結する。

優先交渉権者が契約を締結するまでの間に以下の事由に該当し、失格となった場合は、交渉権者の順位の高い者から順に協議するものとする。

ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条、第8条第1項第1号若しくは第19条に違反し公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。

イ 贈賄・談合等著しく市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により、個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

(2) 契約保証金の納付等

契約保証金を納付する。ただし、利付国債若しくは広島市債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 契約書類の構成と優先順位

契約書類の構成及び優先順位は次のとおりとし、各書類間で相違がある場合は優先順位の高いものを正とし、その他優先順位等について疑義が生じた場合には、本市と協議の上で決定する。

- ① 事業契約書
- ② 質問回答書
- ③ 要求水準書（別紙を含む）
- ④ 技術提案書（ただし、技術提案書の内容が、質問回答書、要求水準書に示された水準以上のものである場合には、当該内容に関して提案書類はこれらに優先する。）

(4) 契約の取扱い

本契約については、本件に係る予算の成立を条件とし、本件に係る予算が成立しなかったことに起因する一切の損害について市は損害賠償の責任を負わない。

23 提案時参考見積書の作成・提出について

(1) 提案時参考見積書

提案時参考見積書は、以下に沿って作成すること

- ① 見積書の作成は提示の発注資料に基づいて行うこと。
- ② 今回提示した発注資料は、設計業務に先立ち要求水準書に基づき見積を行うことから、発注資料に記載されていない項目でも、要求水準書に記載された性能等から当然見込むべきものについては、これまでの経験・実績を生かし、今回の見積範囲として見込み、その内容を見積書に記載すること。見積書に記載されていない項目についても、要求水準書に記載された性能等から当然見込むべきものと判断される項目は、含まれているものと判断する。
- ③ 見積書の作成に当たっては、全ての明細書の作成を求めるものではないが、優先交渉権者の見積書が「18 優先交渉権者との交渉」に示す価格交渉、予定価格作成の前提条件となることや、設計段階において、提案時に提出した見積価格を上回らないよう設計業務を行うことが求められることから、その主旨に配慮して明細書の作成を行うこと。
- ④ 今回の見積に当たって、端数調整が必要な場合は諸経費（一般管理費等）にて行うこと。

(2) 設計後参考内訳書

設計完了時（工事着工前）に契約金額に対する詳細な参考内訳書（以下「設計後参考内訳書」という。）を、以下に沿って作成すること。工事段階のコスト管理は、設計後参考内訳書に沿って行う。

- ① 設計後参考内訳書を設計図書に基づいて作成し提出すること。
- ② 単価は、契約時参考内訳書に用いた単価を採用すること。契約時参考内訳書に示されていない新たな単価が生じた場合は、契約時参考内訳書の単価に準じて、市と受注者が協議の上、市が承諾した金額で単価設定を行うこと。

- ③ ただし、要求水準書に示す性能等を満たすための工事費目については、その数量増減に関わらず、当該工事費の増額を認めないため、採用する単価について、市と受注者が協議の上、調整する可能性がある。

(3) 賃金又は物価の変動に関する取扱いについて

広島市建設工事請負契約約款第 25 条第 1 項から第 4 項（全体スライド）については、次の適用方針とする。

- ア 広島市建設工事請負契約約款第 25 条を適用する基準日は「初回に提出された設計図書が確認された日」とする。
- イ 物価指数は、建設工業経営研究会「広島・経研標準建築費指数」を基に市が算出する指数を使用する。
- ウ 物価指数算出の起算日は「初回に提出された設計図書が確認された日」とする。
- エ 積算基準類に設定のない工種等の見積について、機労材別で内訳を提出せず、一式にて価格等の交渉が成立した場合には、その工種等については請求の対象外とする。

24 その他

(1) 技術提案内容の取扱い

優先交渉権者の提案内容については、設計業務の過程において、本市との協議により具体的仕様その他を決定する。

(2) 事業契約等に違反した場合の取扱い

契約の締結後、これらの契約に違反し、又は優先交渉権者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、あるいは技術提案に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる者については、広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき、期間を定め指名停止を行う場合があることに留意すること。

(3) 「広島市週休 2 日工事試行要領」の実施について

本工事は、「広島市週休 2 日工事施行要領（建築・設備工事）」（令和 5 年 4 月 1 日施行）の「発注者指定型」の対象工事とする。このため、対象期間（本工事の工事着手日から工事完了日まで）において、現場閉所状況が 4 週 8 休に満たなかった場合、その状況に応じた補正係数に減じる。詳細については、以下のホームページを確認すること。

（建築・設備工事） <https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/koukyoujigyou/328794.html>